

28. 減価償却とは何ですか？NPO 法人でも必要ですか？

減価償却とは、時の経過につれて価値が減少していく資産(土地、敷金などは除かれます)について、每期その部分を取得価額から減少させ費用としていくことです。

NPO 法人会計基準では、「貸借対照表に計上した固定資産のうち、時の経過等により価値が減少するものは、減価償却の方法に基づき取得価額を減価償却費として各事業年度に配分しなければならない。」と規定されており、必ず行うことになっています。

法人税法では、原則として 10 万円以上の資産は貸借対照表上の資産に計上しなければなりません。NPO 法人もこの 10 万円という基準を参考にして費用(消耗品費など)として計上するか、固定資産として計上するかを判断するとよいでしょう。

法人税法で定められた減価償却の方法には、定額法(一定額を償却)と定率法(未償却残高の一定率を償却)などがありますが、その他にも 10 万円以上 20 万円未満の資産を 3 年で償却する一括償却、中小企業者等で青色申告法人に係る 10 万円以上 30 万円未満の即時償却の特例もあります。建物、構築物、無形固定資産のソフトウェアなどは定額法のみ、それ以外の什器備品や車両運搬具などは、法人の場合、特に届出をしなければ定率法になります。資産には種類や業種ごとに耐用年数(税務上の使用可能期間)が定められており、それに応じた償却率が決められていて、それをもとに減価償却費を計算していくことになります。

しかしながら、法人税の申告をする必要がない法人で、固定資産を頻繁に購入しない法人は、法人の内部規程で資産の計上基準を 5 万円や 20 万円とすることや、減価償却の方法を計算の簡単な定額法とすることも可能です。このような場合は適正な手続きにより固定資産に関する規程を法人で作成し、原則として每期継続して適用する必要があります。